

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 号
件 名	市民病院は患者，家族との対応について解決を図るべく改善を求めることについて
要 旨	<p>ことし5月9日，市民病院管理課長に対して面談の申し入れをしたところ，「拒否する。解決する気があるのか」と言ってきました。「病院に対して訴訟するつもりはない。解決したい」として，昨年，私からの申し入れに対して，「検討する」とした後，拒否したのは市民病院です。</p> <p>市民病院は，昨年2月と3月に，病院長名と公印のある文書で，「画像診断ができなかったので，病状説明ができなかった」と回答しました。昨年7月には，既に前の画像の診断が出ており，この画像によりカンファレンスで検討されていることが判明したので，カルテを開示するよう求めたところ，課長補佐は，「私の責任で再度確認するので時間をください」と言いました。その後，「確認したかなかった。絶対はない。今後，出てくることはない。私が責任を持って言う」としました。</p> <p>ところが，昨年9月になって突然，私が指摘した2枚の画像が出てきたので受け取りに来るようとの電話があり，受け取りました。病院長の文書に合わせるため，昨年7月のカルテ開示の際には提出しなかったと推察されました。出てきた理由を，「新しい画像ができると，古い画像は他のプールに移動するシステムになっていたためで，こういうシステムになっていたことを，病院の医師も職員も誰一人として知らなかった」と，異口同音に回答しました。治療前の画像を，治療中の画像と見比べない医師はいません。今後の治療方針を決めていく過程で，当然必要なことです。これについても，病院は文書で，「前の画像は治療に必要な。今の画像で治療できる」と回答してきています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: right;">第1項 } 市民厚生常任委員会 } 第3項</p> <p>令和元年6月13日</p>
受 理	令和元年5月10日 第66号

ことし5月8日に課長補佐は、「医師は最新の画像で治療できるので、前の画像は必要ない」と、回答文書と同じことを言ってきました。「医師でもないあなたが、治療に言及できるのですか。前に撮影した画像と最新の画像を比較して初めて、治療効果を確認し、これからの治療方法を決めているのではないですか」と聞くと、「今の発言は撤回し、謝罪する」としました。そうであれば、病院の回答文書は違っています。

私が病院の説明を求めたのは、病院長の2通の回答文書が事実と違っており、後で開示した2枚の画像で、十分に患者へ病状説明できたはずだと問うと、先ほどのとおり、「前の画像がなくても治療ができる」との論点の違う回答をし、これでは回答になっていないと再度質問すると、既に回答しているから回答しないとの繰り返しで、まともに回答せず、御飯論法の回答しかしません。

2枚の画像が出てきたので、病院長の回答文書は事実と違うのではとの質問には答えません。2枚の画像が出てきた後の昨年10月には、「市長の指示で、今後、同じ内容と判断される質問には回答しない」と、広聴相談課長名でメールが届きました。以後、質問すると「答えず」、「文書で質問せよ」とし、文書で質問すれば回答するのかと聞くと、「内容を見てから判断する」として、その後の質問は実質受けない状況となっており、市長への手紙で市長に呼びかけても一切回答しません。現在、病院とのやりとりは、情報公開制度に基づく開示請求だけです。

よって、これらの現状を改善し、解決を図る努力を求めるため陳情いたします。

記

- 1 病院にコンタクトをとって解決を図ろうとしてもコンタクトの手段を封じられているので、まずこの点を改善すること。
- 2 面談を拒否するのではなく、コミュニケーションをとれるようにすること。
- 3 質問に対し、質問の内容についての御飯論法ではなく、回答すること。